

税務相談室

法人の社会保険診療報酬の特例

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 医療法人においても、個人の医者と同様に社会保険診療報酬に一定率を乗じて算出される経費の額を損金とする特例の適用ができるのでしょうか。
2. 当医療法人は、経費の削減を図った結果、当期、実際に要した経費の額が、租税特別措置法第67条に定める割合により計算した金額に満たないと思われますので、特例の適用をしたいと思っています。この場合の、満たない金額の計算方法について教えてください。

回答

1. 社会保険診療報酬が5,000万円以下であり、かつ、当該事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業にかかるものとして政令で定める金額に限る。）が、7,000万円以下であるときは、医師課税の特例が適用できる。

医療法人であっても、社会保険診療報酬が5,000万円以下であり、かつ、当該事業年度の総収入金額が、7,000万円以下であるときは、その事業年度の所得金額の計算上、それら給付、医療もしくは助産に係る経費について、個人と同様の特例が認められています。

すなわち、社会保険診療収入に係る経費の額として、損金に算入される金額は、その支払いを受けるべき金額を次の（別表）の金額欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に対応する率を乗じて計算した金額の合計額とすることとされています。

（別表）

金額	率
2,500万円以下	72%
2,500万円を超え3,000万円以下	70%
3,000万円を超え4,000万円以下	62%
4,000万円を超え5,000万円以下	57%

なお、この特例を受けるためには、法人の確定申告書等に社会保険診療報酬に係る損金算入に関する申告の記載が必要とされています。

ところで、実際問題として、法人の場合には、個人と比較すると経営規模が大きく、そのために収入に対する経費の比率も高くなっております。加えて個人の場合には、事業主自身に対する給料の支払いは認められませんが、法人の場合は、経営者に対する給料は原則として損金の額に算入されるため、72%等の損金の額を上回る場合が多く、この特例の適用を行う法人は少ないのではないかと思います。

しかし、この特例を受ける場合も全くなくはないので、その場合には、法人の帳簿書類によって、社会保険診療報酬に係る損金の額とその他の損金の額を区分して算定し、社会保険診療収入に係る損金の額の合計額が（別表）の各率によって計算した金額の合計額を下回るときは、社会診療報酬に（別表）の一定率を乗じた金額を社会保険診療報酬の損金の額として所得金額を求めることになります。

2. それぞれの経費ごとに合理的な基準によって、自由診療と社会保険診療に区分して計算する。

租税特別措置法第67条の規定は、社会保険診療報酬に係る実際の損金の額が、同上に定める割合により計算した経費の額に満たないときに適用されるものです。この場合の社会保険診療報酬に係る実際の損金の額とは、法人税法および租税特別措置法の規定に基づいて計算した当該事業年度の損金の額とされています。したがって、例えば寄附金や交際費がある場合には、全体として損金不算入額の計算を行い、実際に所得金額の計算上損金に算入される寄附金および交際費の額を算定して、この金額を自由診療分と社会保険診療分に配賦した上で、実額経費を算定し、特例経費の額と比較することになります。

そして、この社会保険診療報酬に係る実額が、特例経費の額に満たない場合に特例を適用するわけですが、この場合の申告処理は、当該満たない金額を確定申告書において損金の額に算入する申告調整を行うことになります。

ところで、実際の損金の額を計算する場合は、自由診療と社会保険診療の両方に関連する損金をそれぞれ配賦する必要があります。主な損金についての配賦基準は、次のとおりです。

- (1)社会保険診療報酬に係ることが明らかな損金以外のもの…使用薬価の比、延患者数の比その他当該費用または損失の性質に応じた合理的な基準により配賦する。
- (2)貸倒引当金勘定への繰入…当該事業年度終了の時の貸金の額の比